

令和6年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第179号

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する

条例の制定について

建設緑政局

川崎市駅前広場占用条例の一部改正について

1 川崎市駅前広場占用条例について

- ・駅前広場（川崎市が管理する道路区域外の広場）を継続的に使用する場合は、川崎市駅前広場占用条例第4条に基づき、市長の許可を受ける必要がある。
- ・占用料の額は同条例第8条において定め、占用料を徴収している。

3 影響額（占有者負担軽減額）

約710万円（令和5年度の駅前広場占用料の実績をもとに最大となる影響額を推定）

4 他の政令指定都市の状況

○精緻化対応済みの都市（15都市）

- ・札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

5 新旧対照表

改正案

(占用料及びその算定基準)

第 8 条 占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、次の各号に掲げる占用料を納付しなければならない。

(1) 地下埋設物、乗合自動車停留所標識及びこれに類するもの、材料置場（土木建築一時置場を含む。）及び日除等については、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第 7 号）を準用する。

(2) バスターミナル施設、営業用タクシー駐車施設その他の占用については、別表による。

2 略

3 占用面積若しくは占用の長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは占用の長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

4 前 2 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表

占用の種別	占用料	単位
バスターミナル施設	300円以内	月 1 平方メートル当たり
営業用タクシー駐車施設	450円以内	
その他の占用	そのつど市長が定める。	

1 1 件の占用料が総額100円に満たないものは、（零であるものを除く。）は、100円とする。

2 タクシーは、1 台 8 平方メートルとして計算する。

現 行

(占用料及びその算定基準)

第 8 条 占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、次の各号に掲げる占用料を納付しなければならない。

(1) 地下埋設物、乗合自動車停留所標識及びこれに類するもの、材料置場（土木建築一時置場を含む。）及び日除等については、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第 7 号）を準用する。

(2) バスターミナル施設、営業用タクシー駐車施設その他の占用については、別表による。

2 略

3 占用面積が 1 平方メートルに満たないもの又はその面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとし、占用の長さが 1メートルに満たないもの又はその長さに 1メートル未満の端数があるときは 1メートルとして計算するものとする。

<新 設>

別表

占用の種別	占用料	単位
バスターミナル施設	300円以内	月 1 平方メートル当たり
営業用タクシー駐車施設	450円以内	
その他の占用	そのつど市長が定める。	

1 1 件の占用料が総額100円に満たないものは、100円とする。

2 タクシーは、1 台 8 平方メートルとして計算する。

6 附則

- （1） 施行期日 令和7年4月1日
- （2） 経過措置 なし

2 条例改正の背景及び内容

（1） 条例改正の背景

○国の動向

- ・平成28年度の道路法施行令の一部改正（平成29年1月18日公布）により、道路占用料の額を算出する基礎となる面積や長さに係る端数処理方法が精緻化された。

○本市の状況

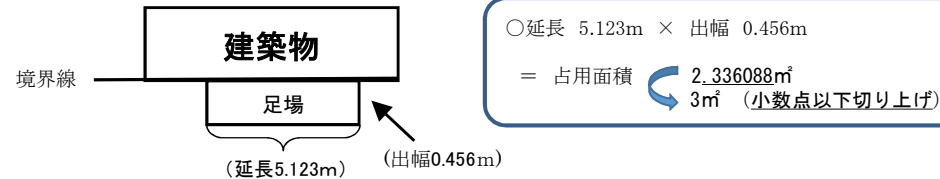
- ・占用面積等の端数処理については、老朽化した一般占用管理システムの今年度の再構築の際に、より精緻に算定することが可能となることから、川崎市駅前広場占用条例について一部を改正し、占用料の額を算出する基礎となる面積等の端数処理の方法を変更する。

（2） 改正内容（端数処理の方法）

現 行

占用面積が1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとし、占用の長さが1メートルに満たないもの又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算するものとする。

（例）足場を設置する場合の占用面積について



改正後

① 占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は② 占用面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

（例）足場を設置する場合の占用面積について

